

上尾市高齢者補聴器購入費助成金交付事業



社会的孤立の防止や日常生活の質の向上、認知症、フレイルを予防するために、補聴器の購入費用を助成する制度を開始します！

●概要●

障害者手帳の交付対象とならない難聴高齢者に2万円を上限に1人につき1回限りで補聴器の購入費を助成します。

●対象者●

- ・市内に住所を有する65歳以上の方
- ・耳鼻咽喉科医を受診し、下記基準を満たす方
 - ①6分法で測定した聴カレベルが40デシベル以上である方
 - ②医師が補聴器の必要性を認めている方
- ・障害者手帳による補聴器補助の対象にならない方
- ・本事業による助成金を受けたことが無い方

●助成内容●

上限金額 2万円

- ・購入金額が上限に満たない場合は、実際の購入額が助成額となります。
- ・助成対象は、両耳または左右いずれかの耳に装用する補聴器1台分の本体費用（補聴器に付属する電池、充電器、イヤモールド等を含む）です。
- ・管理医療機器として認定された製品で、言語聴覚士または認定補聴器技能者が調整し、試聴期間を経て、適合状態が確認された補聴器を購入した場合に限ります。

●注意事項●

- ・助成決定前に購入した機器は助成対象となりません。
- ・医療機関を受診の結果、助成の対象とならない場合があります。
- ・「医師意見欄」の記入日から**6か月以内**に申請書を提出してください。
- ・修理費やメンテナンス費用は助成の対象となりません。
- ・申請期限は**該当年度の2月末日**です。

申請の流れ

①窓口で補聴器購入費助成金交付申請書（第1号様式）を取得



②必要事項を記入のうえ、補聴器購入費助成金交付申請書（第1号様式）を持って耳鼻咽喉科を受診し、医師意見書欄記載を依頼

※医療機関を受診しても、**対象**とならない場合もあります。
※受診費用・意見書の作成費用は**自己負担**となります。



③補聴器販売店で相談し、補聴器の見積を取得

※助成の対象となる補聴器は、**管理医療機器**として認定された製品です。
※**認定補聴器技能者**または**言語聴覚士**のいる店舗で相談・見積取得をしてください。



④申請書・見積書を高齢介護課に提出

※提出後に審査があります。
※助成が決定した方には**補聴器購入費助成金交付決定（却下）通知書（第2号様式）**と**補聴器購入費助成金交付請求書（第3号様式）**を送付します。



⑤決定通知受領後、
見積書を取得した補聴器販売店で補聴器を購入

※言語聴覚士または認定補聴器技能者が調整し、試聴期間を経て、適合状態が確認された補聴器の購入が必要です。



⑥補聴器購入費助成金交付請求書（第3号様式）に必要事項を記入し、領収書（コピー可）を添付して提出

※提出書類を確認し、助成金をお支払いします。
※振込時に**補聴器購入費助成金振込通知書（第4号様式）**を送付します。